

## 平成25年第3回西会津町議会臨時会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時 平成25年5月13日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成25年5月13日
2. 閉 会 平成25年5月13日
3. 会 期 1日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

#### 2. 不応招議員

な し

平成25年第3回西会津町議会臨時会会議録

平成25年5月13日（月）

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	農林振興課長	佐 藤 美 恵 子
総 務 課 長	伊 藤 要 一 郎	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教育委員長	井 上 祐 悦
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 長	佐 藤 晃
健康福祉課長	渡 部 英 樹	教 育 課 長	成 田 信 幸
商工観光課長	大 竹 享	代表監査委員	新井田 大

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

## 第3回議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年5月13日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認について

日程第7 議案第3号 西会津町新型インフルエンザ等対策本部条例

日程第8 議案第4号 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第1次）

閉 会

（全員協議会）



- 議長 あらためまして、おはようございます。
- ただいまから、平成 25 年第 3 回西会津町議会臨時会を開会します。(10時04分)  
これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。
- 日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。
- 事務局長。
- 事務局長 報告いたします。
- 本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 4 件の議案が提出され、受理いたしました。
- 本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。
- なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。
- 以上であります。
- 議長 以上で諸報告を終わります。
- 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、三留正義君、13 番、長谷沼清吉君を指名します。
- 日程第 2、会期の決定を議題とします。
- お諮りします。
- 本臨時会の会期は、本日 5 月 13 日の 1 日間にしたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日 5 月 13 日の 1 日間に決定しました。
- 日程第 3、付議事件名報告を行います。
- 付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。
- 日程第 4、提案理由の説明を行います。
- 町長の提案理由説明を求めます。
- 町長、伊藤勝君。
- 町長 (町長提案理由の説明)
- 議長 日程第 5、議案第 1 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。
- 本案についての説明を求めます。
- 町民税務課長、新田新也君。
- 町民税務課長 議案第 1 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。
- 本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される

場合等を定める省令の一部改正に伴い、改正するものであります。この省令の一部改正は、本年3月30日に公布され、4月1日から施行されましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、議案書とあわせて条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第3条は、過疎地域における固定資産税の課税免除について、適用期限を平成25年3月31日から平成27年3月31日まで延長するものであります。

次に附則であります。施行期日を定めたもので、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから、質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 2年延長することによって、どの程度の町に影響が出るのかと、それをお尋ねしておきます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

課税免除につきましては、過去3年間、平成22年度から実績を申し上げますと、平成22年度は2社、合計で401万円ほどの免除を行ってございます。次の年、平成23年度につきましては同じく2社で、255万円程度免除をしてございます。昨年度の平成24年度であります。3社該当いたしまして、324万円ほどの免除をしてございます。なお、その免除の額の75パーセントは普通地方交付税で算入されることとなっております。25年度、これが延長されたことによりまして、今年度につきましても今時点で320万ほどの免除の予定がでございます。さらに今1社決算が確定しますと、そこに上乗せの免除があるということでございます。以上です。

○議長 他に。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議案第2号、平成24年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、平成24年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、先の3月議会定例会終了後に額が決定されました特別地方交付税、及び各種交付金の確定と国の平成24年度補正予算に伴う地域の元気臨時交付金の交付決定、それに伴う過疎対策事業債の調製を行うものであります。これらの額の決定が年度末となったことから、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成24年度西会津町の一般会計補正予算（第10次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,487万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,046万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。6款、地方消費税交付金、1項1目、地方消費税交付金628万4千円の減。

7款、自動車取得税交付金、1項1目、自動車取得税交付金168万7千円の増。

9款、地方交付税、1項1目、地方交付税2億1,278万7千円の増は、それぞれ確定によるものであります。

このうち、特別地方交付税につきましては、本年度の最終交付決定額が4億2,278万7千円となり、昨年度と比較いたしまして269万1千円、率にして0.6パーセントの減となったところであります。減額の主な要因であります。除雪経費を含む通常分では2,606万1千円増加したものの、東日本大震災関係で2,875万2千円減少したことによる減額でございます。

次に13款、国庫支出金、2項6目、総務費国庫補助金1,298万7千円の増は、平成24年度国の補正予算による地域の元気臨時交付金の決定によるものでありまして、歳出におきましては、6款の林道補修工事、8款の道路ストック点検、9款の防火水槽、これに充当するものであります。歳出予算においては第9次でそれぞれ予算計上してございますので、今回は財源の充当のみというふうになります。

次に20款、町債、1項2目、過疎対策事業債630万円の減は、消防施設整備事業について地域の元気臨時交付金が充当されることとなったことから、過疎対策事業債の充当を減額するものであります。

次に8ページをご覧くださいと思います。8ページは歳出でございます。

まず2款、総務費、1項5目、財産管理費2億1,487万7千円の追加は、歳入歳出を調整した結果、剰余分を財政調整基金に積み立てするものであります。これにより平成24年度末の財政調整基金積立残高は、11億8,560万6千円となる見込であります。

次に6款、農林水産業費、8款、土木費、9款、消防費につきましては、それぞれ先ほど申し上げました国庫補助金の地域の元気臨時交付金の充当に伴い、財源調整を行うものであります。

次に4ページに戻っていただきたいと思います。4ページは第2表、地方債補正変更であります。過疎対策事業費について、財源調整の結果、限度額を630万円減額し、4億4,570万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は起債のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　地域の元気臨時交付金であります。今の説明ですと国の補正だということですが、国の25年度予算にもこの交付金が計上されているかどうか。この金額であります。この金額の根拠といいますか、どういうふうなことでこういう金額になっておるのか。各自治体から希望とか事業をこちらから要求したのか、あるいは国のほうから一方的に西会津の交付金これですよというようなやり方かと。その使い道も限定があるのか、ないのか、そこをお尋ねしておきます。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　地域の元気臨時交付金についてのご質問でございますが、まず平成25年度予算には、まだこの予算関係については上がってございませんのでご理解をいただきたいと思います。

今回初めて国の平成24年度補正予算に基づいて計上させていただきます。この交付金につきましては、ご承知のように国のその補正予算においていわゆる経済対策を実施するわけでございますけれども、それに伴う公共投資の地方負担額、この地方負担額が全国的に大規模になっていくということでございます。その地方負担の概ね8割をこの元気臨時交付金でみるということでございます。今回予算を計上させていただきましたのは、既に第9次で予算を計上してございましたけれども、こちらのほうから、国のほうから一定の地域経済対策に充当できる事業という調査がございましたので、それに基づいて該当する事業をこちらから報告を申し上げてまいりました。先ほど申し上げましたように、その概ね8割を今回計上をさせていただいております。

なお今後につきましては、25年度予算においてもこれからまだ調査がまいりますので、それに基づいて該当できる事業があればこちらから報告してやりたいと考えており



ますが、この交付金の性格が経済対策の中で、いわゆる建設公債、一般的に言えば地方債が充当できる事業でないと該当にならないというような性格もございますので、そういったところを十分に勘案しながら、今後調査の中でできるだけ活用できるように報告をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 他に。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第10次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第10次)の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議案第3号、西会津町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第3号、西会津町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法が、人から人へ感染する病原性が高い新型インフルエンザと同様な危険性のある新感染症から国民の生命、健康を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、本年4月13日に施行されました。その新型インフルエンザ等対策特別措置法では、県及び市町村に新型インフルエンザ等対策本部の設置と行動計画の策定を義務付けていることから、同法第37条の規定に基づき条例を制定するものであります。

本条例の概要であります。西会津町新型インフルエンザ等対策本部につきましては、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法で、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした時に直ちに設置をし、町内の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務を司るとされており、本条例では町長が設置する対策本部に関し、必要な事項について定めるものであります。

なお、現在中国、台湾等で発生しておりますインフルエンザは、鳥から人へ感染する鳥インフルエンザでありまして、本条例で対応する人から人に感染する新型インフルエンザではありません。ただ今後変異をして、人から人への感染力を持つ新型に変わる可能性もあることから、今臨時会に提案するものであります。

それでは、議案書をご覧くださいと思います。

西会津町新型インフルエンザ等対策本部条例、第1条は目的であります。新型インフ

ルエンザ等対策特別措置法第 37 条により、西会津町新型インフルエンザ等対策本部に関する必要な事項を定めるものとしています。

第 2 条は組織であります。第 1 項から第 3 項は、本部長、副本部長、本部員の職務を規定しており、第 4 項は、本部長、副本部長、本部員のほかに必要な職員をおくことができる旨を。第 5 項は、その職員は町長が任命することとしております。なお、本部長につきましては、法律により町長をもって充てることとされております。

第 3 条は会議であります。本部長は情報交換及び連絡調整のため必要に応じ対策本部会議を招集することができ、第 2 項では国や県の職員を会議に出席させたときは、意見を求めることができるとしております。

第 4 条は部であります。本部長は必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部をおくことができ、部に属する本部員及び部長を指名するなど、部設置について定めています。

第 5 条は雑則で、その他必要な事項は本部長が定めるものであります。

附則は施行期日であります。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから、質疑を行います。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 今回の新型インフルエンザの件に関しましては、ニュース等で報道されているのは中国、台湾で流行っているのは鳥インフルエンザであるということではありますが、鳥インフルエンザに関しては、野鳥が日本に飛来するということを考えれば、日本でいくら水際での流入対策をとってもおそらく遅かれ早かれ日本にも鳥インフルエンザが入ってくるのかなと感覚は持っております。その際ですね、中国等では一部鳥から人へ、人から人へというような進化の兆候が見られるというような話もありますので、そのいわゆる新型インフルエンザに進化するというような、進化したというのはどの次点でどこが判断するのか、あるいはパンデミックな恐れがあるというようなことは、どういうところで判断して町に連絡が来るのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 現在中国で発生しております鳥インフルエンザであります。鳥インフルエンザにおきましては、今のところ鳥から人への感染が確認され、人から人への感染はまだ確認されていないということでもあります。その人から人への感染が確認されたかどうかにつきましては、国の機関、機関名がちょっと大変申し訳ありませんが、内閣官房の新型インフルエンザ対策室というところがございまして、そこで、そこへ情報が入ってきてそこで判断ということになると思います。その判断に基づいて、この条例によって対策を講じるということになるということでもあります。

○議長 7 番、多賀剛君。

○多賀剛 その際ですね、これは町でどこまでやればいいのか私分かりませんが、国で対応するべきものだと思いますけれども、いわゆるタミフルとかリレンザの確保といいま

すか、パンデミックになったときには当然薬剤の不足等考えられますが、町ではそういう確保等はどのような形で考えておりますでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 町での対応であります。現在の中国で発生しております鳥インフルエンザのワクチンにつきましては、現在国のほうで開発をしております。まだ正確なものはできていないということありますが、そういったものができた時点あるいは新型でありますので、当初は国が基本的にその対策等を進めることとなりますので、国の指導に基づいてタミフルの保管ですとかワクチンの接種などについては進めていくことになるということでもあります。

○議長 他に。13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 国が宣言をしたら直ちに対策本部を設置ということですが、今の説明の中でも行動計画という言葉がありました。本部を直ちに設置する前に、やはりそういう行動計画といいますか、町における必要な事項は本部長が定めるということになっていますが、どのようないわゆる行動計画になるのか。いつ行動計画を立てるのか。それが一つであります。

第2条で、3条ですか。2条か。2条の4項ですか。本部員のほか、対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか必要な職員を置く。この本部員と職員との使い分けをされておられるわけですが、この本部員というのはいかなる想定をしておられるのかをお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まず一つ目、行動計画の策定であります。行動計画の中にはそれぞれ新型インフルエンザ等につきましては、いろいろの海外発生期ですとか、国内発生早期、あるいは感染拡大期などいろいろな期間によって対策が異なってくるわけですが、そういった対応を行動計画の中に入れることになっております。ただ、この行動計画につきましては、国及び県の行動計画に基づいて策定するということになっておりまして、現在のところまだ国、県でも策定中でありまして、その行動計画ができ次第、町としてもそれに沿った形で策定していきたいというふうに考えております。

それから本部員と職員の違いであります。本部員につきましては現在のところ想定しておりますのは、教育長それから各課長等を本部員として考えております。その他に必要な職員について本部員として任命するという形でありますのでよろしく申し上げます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 例えばこういうケースの時ですと、県の保健所もこの会議にまぎってもらうということもこう想定できるわけですが、そこら辺、県の指導機関といいますか、それと対策本部のつながりといいますか、は、どんなふうにこう考えておられますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えします。県の職員であります。3条の会議の、3条の第2項にその国及びその他の職員を会議に出席させることができる旨の規定がありますので、当然会議を開催する際には、県の指導を仰ぎながら開催していくというふうに考えており

ますのでよろしくお願いいたします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 対策本部のこの条例が設定した際の本町においては診療所というのがあるわけですが、その際、人と人への感染がとにかく予想されてくるとなると、診療所そのものの入口が一つになっている関係で、診療所側の先生がたがこれは新インフルエンザではないのかなと判断されたときの対応、それによって国から県からこれはインフルエンザというものが、町に発令されたという遅いような状態があった際、遅くなったといった場合には入口が一つしかないのに外で対応するのか、どういう場所から入れて対応するのか、これは服装が全然違ってくるわけですから、そういうことも予測、予想はされませんかということも含めて、町の考え方をおただししてみたいと思うんですが、そこら辺を説明してみてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えします。現在もインフルエンザの対策、インフルエンザが発生したときもそうなんですが、やはり発生した際、インフルエンザ等の疑いのあるかた、高熱があったり倦怠感があったりとかということで、普通の風邪とは違うような症状のあるかたについては、現在も一応電話等で連絡をいただいて診療室ではないほうの場所で待機してもらうとか、そこで先生が対応するとかというような形で対応しておりますので、新型インフルエンザについてもそういったような対応をとるようにしたいと考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町新型インフルエンザ等対策本部条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町新型インフルエンザ等対策本部条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第1次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、年度開始間もないことから、緊急かつやむをえないものについて補正を行うものであります。その主な内容であります。米の放射性物質吸収抑制対策事業、塩化カリの追肥事業でございますが、全額県の補助事業となったことに

伴い、農家への購入費2分の1補助から町が塩化カリを購入して農家に配布するよう予算の組み替えを行うほか、公共工事の設計労務単価が前年度と比較して大幅に上昇したことなどから、西会津小学校新築にかかる事業費を増額するものであります。なお、これらの財源につきましては、県支出金及び地方債を充当することとし、剰余する一般財源につきましては財政調整基金に積立てるものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成25年度西会津町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,241万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,541万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。5ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。14款、県支出金、2項5目、農林水産業費県補助金211万2千円の増は、米の放射性物質吸収抑制対策事業として実施する営農再開支援事業補助金の新規計上であります。

次に20款、町債、1項2目、過疎対策事業債2,030万円の増は、小学校新築事業に追加充当するものであります。

次に6ページをご覧いただきたいと思えます。6ページは歳出であります。

まず2款、総務費、1項5目、財産管理費193万7千円の追加は、歳入歳出を調整した結果、剰余分を財政調整基金に積立てするものであります。

次に6款、農林水産業費、1項3目、農林振興費6千円の追加であります。米の放射性物質吸収抑制対策事業として予算計上いたしました、産米改善対策事業補助金を町が直接購入して農家へ配布するため、消耗品費に組み替えするものであります。

次に10款、教育費、2項3目、学校建設費2,046万9千円あります。西会津小学校新築事業にかかる設計監理委託料と工事費の追加計上であります。

次に3ページにお戻りをいただきたいと思えます。

3ページは第2表、地方債補正変更であります。過疎対策事業費について、小学校新築事業に追加充当するため、限度額を2,030万円増額し5億1,870万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　歳出の点で1点お尋ねしますが、小学校費の設計監理委託料258万1千円の増額になっておりますが、この増額なった理由を教えてくださいたいと思えます。

- 議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- 企画情報課長 設計監理委託料の増額に関してのご質問にお答えしたいと思います。総務課長の説明の中でもございましたように、今年度労務単価関係につきましては、かなりの増額になりました。労務単価の平均で 19 パーセント、福島県の単価が上昇しているということでもあります。設計監理の基礎になります労務単価につきましても若干こう上昇しております、そういった金額の組み替え等を今次行ったということもございます。一部見積りの、予算の計上の仕方にとちょっと、若干誤りもございましたが、そういった要素がありまして今次増額というような形を取らせていただきました。
- 議長 7 番、多賀剛君。
- 多賀剛 労務単価が上昇したということは十分理解できますが、その他の部分の誤りがあったというのは金額にしてどのくらいなのでしょう、それをお示しいただきたいと思います。
- 議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- 企画情報課長 それで当初予算に計上しております設計監理の金額が 1,760 万円というように見込んだところでございますが、ちょっと積算上、見積り上の誤りがありまして、実施設計をきちんと組みましたら 3,100 万ほどになったということでもあります。これ適正な価格で、きちんとした国の、県の基準に基づいて実施設計をした結果がそういった形になったということもございます。
- 議長 7 番、多賀剛君。
- 多賀剛 そのきちっと面積を測り直したらば差が出てきたということではありますが、それはどこの時点でそういうミスというのか、間違いがあったように私は聞こえたんですが、だったのでしょ、お示しいただきたいと思います。
- 議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- 企画情報課長 お答えします。今次工事費も含めて補正予算を作らせていただいたわけです。それで労務単価が示されたのが 4 月の 10 日前後でございます。それから工事発注に向けまして、新年度の単価で組み替え作業を行ったということでもあります。監理業務につきましても、新しく示された基準でもって積算を行った結果がそういった形になったということもございます。
- 議長 10 番、清野佐一君。
- 清野佐一 放射能抑制剤として塩化カリが今回無料で県のほうから支給されるというようにございますが、去年は遅くなってといいますか、そんなことで塩化カリを追肥として使用したということです。それで今回の場合は、報道では元肥に入れるというような、入れたほうがいいのか、そういうような話だったと思います。そうしますと今農家では田うない終わりました、早い人はもう田植えもしているというような状況でございますので、今後のこの予算をとった場合ですね、今後のその作業手順といいますか、どのようなスケジュールでやられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- 議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- 農林振興課長 ご質問にお答えいたします。塩化カリの追肥につきましては、昨年農家のみなさんにご協力いただきまして実施をしていただきました。県のほうの塩化カリの

吸収抑制効果につきましても、総合研究所の検査結果では議員がご意見のように元肥をしてさらに追肥をすれば一番いいというような結果が出ておりますが、ここ会津においては当初から積極的な、基本的なそういう元肥のやる時期、それを対策するのも効果的ですが、時期的にその交付決定が3月末ということで、農家のみなさんがすでに今年の肥料等の注文等も終わっておりますし、当初の準備された中で元肥は施用していただいて、追肥について吸収抑制効果が高いということですので、昨年と同じように出穂期前をお願いしたいということで、今日ご議決をいただきますと明日には農家のみなさんのほうに文書を発送しまして、5月末までには注文をとって、あと併せて町内、取扱い業者さんと単価契約の手続きをとりまして、注文していただいた数量、農家さんにお届けして時期を、追肥の時期に間に合うよう手続きを進めていきたいということで考えております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 さっきの多賀議員の質問に対して、ちょっと私理解できなかったんですけども、設計は既に終わっているわけですね。多分監理費だと思うんです、工事が始まれば。それで監理費がさっきの説明だと労務単価約20パーセントアップなのに、当初が1,760万から3,100万という150パーセントに考えられるんですけど、その辺の説明を、何でそうなるのか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。今次、当初1,760万円というような形で設計に、当初予算に計上したところであります。これに関しましては、業者の見積書をもって、それでもって予算額を計上したということでありまして、それで4月になりまして新たな単価が決まったということでありまして、再度見積りの依頼をしたわけです。それで町としましても県から示された基準でもって委託の積算をしてみたということでございますが、その結果その見積額に、積算の、見積りの基礎になっていきます学校の面積の上げ方に誤りがございまして、そういった金額に実際に組み替えをしましたら上がってしまったということでありまして、町としましては、きちんとしたこれ補助の対象にもなるということでございますので、町の設計書はきちんとした形で積算をして事務処理をしておきたいということで、今次適正な価格で予算計上をさせていただいたということでありまして。

なお1,760万であります、これ3,100万ほどになったわけでありまして、2カ年分含めた形でございますので、初年度分に関しましては250万ほどと、差額ということになったということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 アップしたのは県の提示があったから、それは理解できますが、その見積り、数字が誤りというのは設計の業者が上がってきたんですけど、町側でチェックしなかったんですか。それともチェックは何人でやっているんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。設計の見積り、予算は当然、企画情報課のほうで計上しました。それで設計監理の委託業務の価格というのは、ここ何年かで大幅にアップして

いるというようなことであります。国の基準が変わりまして、かなり金額的にアップしたということでもあります。それで最初1,760万というような形で提示されたときに、適正な価格なのかというふうに我々も思い込んでしましまして、その面積に誤りがあるというようなことまでチェックできなかったというのが実態でございます。大変申し訳なく思っています。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 1人だけでチェックしているんですかと私聞いたんですよ。何人でチェックしているかと聞いたわけです。それにあなた答えていません。今後はどうされますかをお聞きします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。見積書が来ます。それから予算計上するまでは担当職員、さらには我々係長であったり課長という形で書類が回ってきておりますので、3回程度は、3人くらいの判子は押して通っていくような形になります。その辺チェックできなかったということでございますので、我々のミスだということでございます。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 ただ今のご質問について私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

今回のこの見積り、設計監理の委託料につきましては、今ほど担当課長のほうからご説明申し上げましたように、今般の労務単価のアップに端を発しまして、我々のほうで再度見積もり、その内容について精査いたしました結果、その労務単価のところをチェックしていた際に、そもそもの建築面積の算定誤りがあったと。これにつきましては、当初の予算に組み入れさせていただいたときに、業者の見積り内容、そういったものにきちんとしたこちら側としてのチェック体制が伴っていなかったということが主なる原因でございました。それにつきましては、当然単純な事務的なミスでございましたので、最終的な、これは事務方であります私のほうでそこを最終的にチェックができていなかったということで、大変ご迷惑をおかけしました。本当にこの点については、重ね重ね謝罪をさせていただきたいと思っております。

今後は、こういった金額の多寡にかかわらず、事務的な数字のチェック、基本的なものについては担当者のみならず、複数の目できちんとチェックし管理職まで含めて、ダブルチェックが行き届くように徹底してまいりたいと思っております。今般のこの件については、その教訓を生かしてですね、今後工事の監理、こういったものを含めて適正に、そして厳正に複数の目でチェックが行き届くように指導して管理体制を整えてまいりたいと思っております。今回のこの多額の計上につきましては、単純なミスだったことをあらためてお詫び申し上げまして、ご指導のほどをよろしくお願い申し上げたいと思えます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうはおっしゃるけどさ、面積が間違っていたと。数字が間違っていたと。やっぱしこ業者だけ、町だって当然発注するわけですから、チェックのほかに町としてもこの面積だとどれだけ金額になるかと、そういうのを掴んでなければ業者の言ってきたのが不当に安いのか、不当に高いのか、そういうのはチェックできないでしょう。やっぱしね、昨年9月決算でケーブルテレビのことがあって、それで監査委員の意見を求め



たら監査委員から大きく2つ指摘されて、そのとおり仕事やっていけばこういうことにならない。なぜこういうような仕事になってしまうのかなど。私は残念でなりません。本当に一生懸命に仕事しているならば、その設計の業者から出たときで、何でその見つけられない。監査委員もおっしゃっているわけですよ、人はミスを犯すと、犯しやすいと。うん、だからそれが表に出ないように幾重にもチェックしてこうやっているわけです。まあ、副町長がそこまでおっしゃったからそれは良としますが、ただこういう間違った数字で契約したのは、俺は無効でもないのかなど思っているんだ。ただ数字を訂正して、契約し直さなくてはならないわけでしょう。じゃあ、その最初の契約は無効ではないのか。あらためて契約をしなくてはならないのではないのかと。そういうことも考えられると思います。その点のご答弁と後はその労務単価が今、小学校関係だけで出てきていますが、その他の町の公共工事にはどういう影響があるのかということでありませ

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 監理委託の設計の委託契約についての質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、監理委託業務につきましても国の補助の対象になるというふうなことでございまして、まだ契約は結んでおりません。それで今現在、国に国庫負担事業の認定申請というようなことで提出しております。そういった認定がされましたら正式な契約業務を行っていくというようなことでございます。先ほど設計上の金額のことで補正をさせていただいたわけですが、あらためて見積りを取りましてそれで契約をしていきたいというふうに考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 25年度の労務単価の増によりましての公共事業についての影響ということで、お答え申し上げます。

当然、労務単価が上がれば設計金額が上がるということなので、今次予算に計上している額で工事を施工するということになれば、工事は縮小になるということでございます。また必ずやらなくてはならない工事については、やらなくてはならないと考えておりますので、今後は補正予算等を念頭において工事を進めていきたいとそんなふうに考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 国に申請したと、その段階で面積、どの面積で申請したのかお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 国への認定の申請は適正な、実際の小学校の面積でもって認定申請をさせていただきます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 監査委員においていただいておりますから、今の議会と町側のやり取りを次の監査でチェックをして私はいただきたいなど。本当にチェックが3人の判子だけで書類になっているのか。そこら辺を含めて、なぜこういう間違いが時々起きているわけですから、そのことに関しても監査委員としての考え方を6月の監査報告の中でやっていただけるように、取り組み方をお願いしておきます。

○議長 他に。9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただ今の件で、労務単価19パーセントなんですが、資材関係のほうはどうなっているのでしょうか、資材関係の値上がり等は。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 資材関係の単価についても上昇はしておりますが、労務単価ほど上昇、20パーセントなんていうそういう率合い、高い率合いの上昇ではありませんです。

○議長 よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 それでは臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今は皆様のご理解のもとに、全議案とも満場でご議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げたいと思います。なお、議案の審議の過程において、この予算の関係についていろいろご指摘をいただいたことについては、十分にこれらを町としても精査しながら、みなさんのご意見を慎重に拝借して、そして今後そうした間違いの無いよう対応してまいる所存でございますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。このたびの対応について、私からも十分お詫びを申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○議長 これをもって、平成25年第3回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11時19分)